

令和 5 年 1 1 月 9 日
国立大学法人旭川医科大学

会計検査院による令和 4 年度決算検査報告における
「固定資産の減価償却に係る会計処理（不当事項）」について

本学は、令和 5 年 3 月に行われた会計検査院による実地検査において、本学が有する固定資産（建物等）の減価償却に係る会計処理について誤りがあるとの指摘を受けました。

この指摘の内容は、平成 1 6 年の国立大学法人設立時において、国から出資を受けた本部管理棟等の建物について、誤った法定耐用年数を適用したうえ減価償却に係る会計処理を行ったことにより、令和 3 事業年度財務諸表において、固定資産の残存価額が 2 億 7 7 0 3 万円過小に表示されているため、不当と認められるとの内容となります。

なお、本学と致しましては、この指摘を受け、令和 4 事業年度財務諸表において、適切な会計処理を行ったうえ、適正な表示に改めております。

今後においては、職員への法定耐用年数に関する理解を徹底するとともに、チェック体制の強化を図ることにより、再発防止に努めてまいります。

※旭川医科大学 令和 4 事業年度 財務諸表等公表 URL

https://www.asahikawa-med.ac.jp/uploads/files/portal/guide/data/financial/zaimur04_new.pdf

一国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人大阪大学一

有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が不適正

2件 不当金額 旭川医科大学2億7703万円、大阪大学28億0185万円

1 財務諸表の作成等の概要

国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」)等(以下「財務諸表」)を作成することとなっている。国立大学法人等の会計については、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則に基づき、国立大学法人会計基準(以下「会計基準」)等に従うものとされ、会計基準等に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとなっている。

国立大学法人等が保有する有形固定資産の評価方法については、会計基準によれば、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。そして、取得原価の費用配分については、会計基準によれば、減価償却の方法によって、当該資産の耐用年数にわたり各年度に配分することとされている。また、減価償却に当たり適用する耐用年数については、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、建物にあってはその構造、用途等による区分に応じて定められるなどしている法定耐用年数を適用することとされている。

国立大学法人等が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定償却資産」)の減価に係る会計処理については、会計基準によれば、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている。そして、会計基準によれば、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト(以下「国立大学法人等業務実施コスト」)に係る情報を一元的に集約して表示することとされており、損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額、特定償却資産の減価償却相当額等は、国立大学法人等業務実施コストに属するものとされている。

2 検査の結果

国立大学法人旭川医科大学及び国立大学法人大阪大学は、設立時に国から出資された、本部管理棟等計19棟及び病棟・診療棟等計8棟の減価償却に当たり、当該建物の構造、用途等の区分に応じた法定耐用年数等を適用したとしていた。

しかし、両法人は、構造、用途等に応じて「病院用のもの」の区分の法定耐用年数を適用しなければならない建物であるのに、誤って「事務所用のもの」の区分を適用するなどしていた。

このため、旭川医科大学の令和3事業年度の財務諸表は、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が2億7703万円過大に計上され、固定資産が同額過小に表示されていた。また、損益計算書の設備関係費が726万円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、業務実施コスト計算書の業務費が726万円過小に、損益外減価償却相当額が5225万円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが5952万円過小に表示されるなどしていた。

また、大阪大学の3事業年度の財務諸表は、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が28億0185万円過小に計上され、固定資産が同額過大に表示されていた。また、損益計算書の設備関係費が1億3952万円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、業務実施コスト計算書の業務費が1億3952万円過小に、損益外減価償却相当額が111万円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが1億4063万円過小に表示されるなどしていた。

したがって、両法人の3事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。